平成２３年（フ）第２１８号
新潟市中央区川岸町２丁目６番地６　ＡＧＥ101号、前住所新潟市中央区笹口２丁目２番地９　ダイアパレスけやき通り1301号
債務者　久代亜有美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２１号
新潟県五泉市土深852番地
債務者　宇田　　暢
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２２号
新潟市中央区東湊町通４ノ町3376番地４、前住所新潟市中央区古町通６番町965番地１古町ビル裏口２階キャッツハウス内
債務者　栗山まち子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
新潟市秋葉区車場１丁目13番21号
債務者　中村美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３０号
新潟市中央区笹口12番20号　コーポ駅南102号
債務者　渡辺　裕司
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
新潟市中央区弁天橋通２丁目20番４号
債務者　熊倉　武男
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
愛知県一宮市萩原町萩原字中道84番地　市営萩原住宅123号
債務者　水野　勝枝
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１８４号
愛知県江南市草井町中野40番地
債務者　伊神友季子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３３２号
京都市南区久世中久世町５丁目２番地１　日本鉱産ビルグラハイツ201号
債務者　辨官亜矢子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
京都府宇治市伊勢田町中山15番地の５　ハイツしずかＡ棟108号
債務者　齋藤　　實
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
京都市上京区葭屋町通中立売上る福大明神町123番地　スペシャリー堀川201号
債務者　宮下　育子（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９５号
京都市山科区西野山中鳥井町97番地11　山科マンション１階１号室
債務者　小谷　富一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
京都市山科区小野蚊ケ瀬町67番地１　ロイヤルハイツ小野303
債務者　森　　和希
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
京都市南区上鳥羽勧進橋町13番地　パデシオン新烏丸十条505号
債務者　北村　昭子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
福岡県みやま市高田町竹飯1113番地
債務者　西田　朋弘
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５０号
岩手県花巻市西大通り２丁目21番24号　レジデンス滝田103号、前住所岩手県花巻市東和町安俵10区78番地
債務者　佐々木昭宏
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９号
岩手県遠野市上郷町細越８地割82番地
債務者　菊池　満子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係